

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和4年4月1日(2022.4.1)

【国際公開番号】WO2021/006004
 【出願番号】特願2021-530566(P2021-530566)

【国際特許分類】
B 6 0 J 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】
 B 6 0 J 1 / 0 0 G

10

【手続補正書】
 【提出日】令和3年12月24日(2021.12.24)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更
 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

車両において窓部材の上部に配置される車体用樹脂部材であって、少なくとも一つの車載部材が取り付けられ、可視光透過率が50%以下である、車体用樹脂部材。

【請求項2】

前記窓部材の幅方向全体にわたって設けられた、請求項1に記載の車体用樹脂部材。

【請求項3】

前記車載部材のうちの少なくとも一つはセンサであり、前記車体用樹脂部材は貫通孔を備える、請求項1又は2に記載の車体用樹脂部材。

【請求項4】

前記センサが可視光カメラ、赤外線カメラ、レーダー、及びライダーからなる群より選ばれる1種以上である、請求項3に記載の車体用樹脂部材。

30

【請求項5】

前記車載部材のうちの少なくとも一つはアンテナであり、前記車体用樹脂部材は前記アンテナを取り付けるための窪みを備える、請求項1～4のいずれか1項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項6】

前記車載部材のうちの少なくとも一つはミラーであり、前記車体用樹脂部材は前記ミラーのミラーベースを取り付けるための平面部を備える、請求項1～5のいずれか1項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項7】

前記車載部材のうちの少なくとも一つはミラーであり、前記ミラーのミラーベースは前記車体用樹脂部材と一体成形されている、請求項1～6のいずれか1項に記載の車体用樹脂部材。

40

【請求項8】

前記貫通孔の車外側の端部にカバーガラスを備える、請求項3～7のいずれか1項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項9】

前記カバーガラスがカルコゲナイドガラスである、請求項8に記載の車体用樹脂部材。

【請求項10】

荷重たわみ温度が50以上である、請求項1～9のいずれか1項に記載の車体用樹脂部材。

50

【請求項 1 1】

線膨張係数が $80 \times 10^{-6} - 1$ 以下である、請求項 1 ~ 1 0 のいずれか 1 項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項 1 2】

UV 吸収剤及び / 又は酸化防止剤を含む、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか 1 項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項 1 3】

黒く着色された、請求項 1 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の車体用樹脂部材。

【請求項 1 4】

窓部材と、前記窓部材の上部に配置された請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の車体用樹脂部材とを備える、車体用樹脂部材付き窓部材。 10

【請求項 1 5】

窓部材と、前記窓部材の上部に配置された請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の車体用樹脂部材を備える、車両。

【請求項 1 6】

前記樹脂部材が前記車体と同じ色で着色された、請求項 1 5 に記載の車両。

20

30

40

50